

大分県県営林産物処分に係る指名競争入札参加資格者の決定及び募集等に関する取扱要領

制定	平成24年	2月27日
改正	平成25年	3月22日
改正	平成27年	1月26日
改正	平成27年	2月24日
改正	平成28年	2月18日
改正	平成28年	4月1日
改正	令和2年	3月1日
改正	令和3年	9月1日
改正	令和4年	2月10日
改正	令和4年	9月1日
改正	令和6年	2月2日

(趣旨)

第1条 この要領は、大分県県営林処分要領に係る指名競争入札参加資格者の決定に必要な資格及び募集等について、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加希望者の参加資格)

第2条 入札参加を希望する者は、次に掲げる要件に該当する者であること。

ア 椎茸原木以外の県営林産物

木材又は立木の売買又は斡旋の業を営む者であること。(木材業者団体、森林組合及び森林組合連合会を含む。)

イ 椎茸原木

椎茸生産者又は斡旋の業を営む者であること。(生産者団体、森林組合及び森林組合連合会を含む。)

2 前項の規定にかかわらず、入札参加を希望する者は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(入札参加希望者の募集)

第3条 入札参加資格を得ようとする者の募集期間は、2月15日から同月末日まで及び9月1日から同月15日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

2 入札参加資格を得ようとする者は、県営林産物処分入札指名申込書(第1号様式)及び誓約書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(入札参加資格者の決定)

第4条 知事は、第3条第2項の規定により提出された県営林産物処分入札指名申込書について、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令167条の4第2項の規定、過去の入札指名、入札会参加の有無及び落札状況、並びに不誠実な行為の有無を総合的に勘案して決定し、その結果を県営林産物処分入札参加資格審査結果通知書(第3号様式)により、申込者に通知するものとする。

2 前項の不誠実な行為とは次の場合をいう。

ア 過去において、落札後、売買契約を締結しないなど不誠実な行為が認められた場合。

イ 過去において、売買契約締結後、その契約の履行が不誠実であると認められた場合。

(入札参加資格の有効期間)

第5条 入札参加資格の有効期間は、2月15日から同月末日までの募集については、4月1日から翌年の3月31日まで、9月1日から同月15日までの募集については、10月1日から翌年の3月31日まで、また知事が特に必要があると認めた場合の募集については、入札参加資格者を決定した日から当年度の3月31日までとする。

2 知事は、当該年度の入札参加資格者の決定前に県営林産物を処分する必要が生じた場合は、前年度の入札参加資格者を指名できるものとする。

(申込書記載事項の変更届)

第6条 入札参加資格を取得したものは、当該入札参加資格の有効期間中、次に掲げる次項に変更

があったときは、県営林産物処分入札指名申込書記載事項変更届（第4号様式）に関係書類を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。

- ア 商号又は名称
- イ 事業所の所在地
- ウ 代表者氏名

（入札参加資格の取消し）

- 第7条 知事は、入札参加資格を取得した者が地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定に該当するに至った場合は、当該入札参加資格を取り消すものとする。
- 2 知事は、入札参加資格を取得した者が虚偽の申請により当該入札参加資格を取得したことが判明した場合は、当該入札参加資格を取り消すものとする。
 - 3 知事は、入札参加資格を取得した者が「大分県が発注する県営林素材生産事業の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領」に規定する別表第1、第2、第3及び第4に掲げる措置要件の一に該当するとき、県営林に損害を与えたと認められるとき、情状に応じて当該入札参加資格を取り消すことができるものとする。
 - 4 知事は、入札参加資格を取得した者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると判明した場合は、当該入札参加資格を取り消すものとする。
 - 5 知事は、前1項から4項の規定により入札参加資格を取り消したときは、その旨及び取り消した理由を当該者に通知するものとする。

附 則

1 この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年 1月26日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年 2月24日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年 2月18日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 2年 3月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 3年 9月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 4年 2月15日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 4年 9月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 6年 2月 2日から施行する。